

平成 24 年度
鎌倉市農業振興協議会報告書
(素案)

平成 24 年 8 月 日

鎌倉市農業振興協議会

目 次

1	鎌倉市農業振興協議会報告書をまとめるにあたって……………	1
2	鎌倉市の農業の特色と概況……………	1
	（1）「七色畑」	
	（2）「鎌倉（ブランド）やさい」	
	（3）鎌倉市の農業の概況	
	ア 農業の歴史	
	イ 農地面積	
	ウ 農業振興地域面積・農用地区域面積	
	エ 遊休農地面積	
	オ 農家数等	
	カ 主要作物と流通	
3	提案施策の取組状況について……………	4
4	今期の協議テーマについて ……………	4
	テーマ1：「担い手育成について」	
	テーマ2：「直売所について」	
5	新たな施策の提案 ……………	6
	（1）担い手育成について	
	（2）直売所について	
	（3）鎌倉市版農業センサスの作成	
6	まとめ ……………	8

【資料】

鎌倉市農業振興協議会開催経過

鎌倉市農業振興協議会委員名簿

鎌倉市農業振興協議会設置要綱

1 鎌倉市農業振興協議会報告書をまとめるにあたって

平成 22 年 4 月にとりまとめた「鎌倉市農業振興協議会報告書」では「6. 今後の課題」として、次のように記載をした。

『「新たな担い手育成・確保」、「直売所」については、十分な議論が出来なかった。鎌倉市の農業を持続していくためには、これらのテーマは重要であり、今後、次期協議会でしっかりと議論をしていくべきと考える。』

そこで、これらのテーマに取り組むため、平成 22 年 8 月 28 日農業関係者のほか流通・飲食・教育の関係者、学識経験者、関係行政機関職員による委員 20 名が、鎌倉市長から委嘱を受け、新たな協議を始めることとなった。

この与えられた 2 つのテーマ、特には、「新たな担い手育成・確保」は、将来の農業を考えるうえで避けることのできないものであり、日本全体の農業が抱える問題でもあるが、本協議会では、地域の実情を踏まえ実施可能な施策等について協議を行った。

その成果を報告書にまとめるものである。

2 鎌倉市の農業の特色と概況

鎌倉市の農業は生産地と消費地が近接した典型的都市型農業で、低農薬・減化学肥料で栽培した「鎌倉(ブランド)やさい」は鎌倉市の農業の強みになっている。

(1) 「七色畑」

鎌倉市の農産物として特筆すべき品種はないが、良好な気候・風土から年間を通して生産される作物の品種は多く、いわゆる「七色畑」が鎌倉市の農業の特色といえる。直売農家が年間に作付けする品種は、40 品種から 60 品種にも及んでいる。

(2) 「鎌倉(ブランド)やさい」

平成 5 年から、JA さがみ、農業者及び市が連携し、農産物のブランド化の検討を開始した。現在は鎌倉ブランド会議となり鎌倉ブランドの推進活動を行っている。鎌倉ブランドマークを使用できる農家は、新鮮・安全・安心な農産物を生産することなどに同意した鎌倉ブランド登録農家である。

鎌倉ブランド登録農家が作る「鎌倉(ブランド)やさい」は、市内のスーパーマーケットや、青果店、鎌倉市農協連即売所で売られている。特に、鎌倉市農協連即売所は発足以来約 80 年の歴史をもつ神奈川県内で最も古い、農家の手による即売所として人気が高く、最近ではしばしばマスコミにも取り上げられている。

平成 23 年 3 月 4 日には、この「鎌倉(ブランド)やさい」の更なる品質向上や販売促進に向けて、商標登録を完了している。

(3) 鎌倉市の農業の概況

本協議会では、市からデータ資料を得て協議を始めたので、現状についてまとめて記載する。

ア 農業の歴史

鎌倉市の農業は、もともとは全市的に稲作が中心であり、平地のほとんどは水田であった。昭和40年(1965年)以後の市街化の進行に伴って水田は消滅し、畑の大部分も宅地化された。現在、市内に残されている農地は市域の約3%(約106ha)となっている。その中で、市西部の手広地区と、市北西部の関谷・城廻地区の市街化調整区域内農地は本市農業の核として重要な役割を果たしている。

イ 農地面積

現在、市内の農地面積は表1のとおり微減傾向にある。

表1 鎌倉市の農地面積

年 度	市街化調整区域内	市街化区域内(生産緑地)	合 計
平成21年度	74.2ha	32.8ha(17.7ha)	107ha
平成22年度	74.1ha	32.7ha(17.9ha)	107ha
平成23年度	74.0ha	31.7ha(17.5ha)	106ha

ウ 農業振興地域面積・農用地区域面積

市内関谷・城廻地区の農業振興地域(今後相当長期(概ね10年以上)にわたり、総合的に農業の振興を図るべき地域(農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)第6条))の面積及び農用地区域(農振法に基づき、市町村が農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める「農用地として利用すべき土地の区域」)の面積は次のとおり。

農業振興地域面積……115ha(うち農地は約58.9ha)

農用地区域内面積……47.9ha(農業振興地域の41.7%)

エ 遊休農地面積

平成23年11月から12月にかけて、市と市農業委員会により耕作放棄地全体調査と農地法30条調査を実施した。平成20年から実施している耕作放棄地全体調査で関谷・城廻地区の農業振興地域農用地区域における遊休農地面積は、表2にあるように、平成20年度から平成22年度にかけて、毎年、少しずつ解消されたが、平成23年度は、調査範囲の拡大により約4.3haとなった。前年同期に比較し、遊休農地が約1.1ha増加した。

遊休農地の解消にあたっては、利用集積などの効果が出ているが、大半の農地は、形が不整形で耕作に不向きなものや接道のないものが多いのが現状である。

表 2 関谷・城廻地区の農業振興地域農用地の遊休農地面積

年度	区分	面積(ha)	割合(%)
平成 20 年度	遊休農地	4.1	8.5
平成 21 年度	遊休農地	3.5	7.3
平成 22 年度	遊休農地	3.2	6.6
平成 23 年度	遊休農地	4.3	8.9

* 割合は、市内の農業振興地域内農用地(47.9ha)に占める割合

オ 農家数等

- ① 農家数（農業委員選挙資格を有する農家）：平成 24 年 3 月 31 日現在
159 戸、359 人
- ② 地区別戸数（農業委員選挙資格を有する農家）：平成 24 年 3 月 31 日現在
鎌倉・腰越地区 26 戸、深沢地区 49 戸、大船地区 25 戸、玉縄地区 59 戸
- ③ 年齢別経営者数（2010 年世界農林業センサスより）
経営者数は 84 人
- ④ 農業就業人口と平均年齢（2010 年世界農林業センサスより）
農業就業人数 202 人 平均年齢 59.6 歳

表 3 農業就業人口と平均年齢

(人)

年齢	人数	年齢	人数	年齢	人数
15～29	15	45～49	15	65～69	25
30～34	4	50～54	20	70 歳以上	67
35～39	6	55～59	23	合計	202
40～44	15	60～64	12	平均年齢	59.6 歳

カ 主要作物と流通

①主要作物

（収穫量順・農林水産省統計データ「平成 18 年野菜生産出荷統計」より）
ダイコン（351 t）、トマト（262 t）、キュウリ（167 t）、ジャガイモ（160 t）、キャベツ（144 t）、ホウレンソウ（125 t）、ネギ（122 t）。その他、カブ、ニンジン、ハクサイ、サトイモ、コマツナ、レタス、ブロッコリー、タマネギ、ナスなどの生産がある。

②流通

「鎌倉市農協連即売所」に登録し、販売を行っている。また、スーパーマ

ーケット等への流通、引き売りなども行われている。「市場出し」(鎌倉市青果地方卸売市場)も行われているが、減少している。

その他、秋の収穫まつり、鎌倉・腰越漁業協同組合の朝市、各種イベントでの販売や、小学校・保育園の給食の食材としても利用されている。

3 提案施策の取組状況について

平成 22 年 4 月に取りまとめた「鎌倉市農業振興協議会報告書」で提案された施策について、平成 22 年度から 24 年度にかけて、本市では、以下の取り組みが実施されている。

「遊休農地解消対策について」で提案された「JA 施設内での定期的な相談日の開設」については、「農地相談会」として、JA さがみ、農業委員会事務局、市産業振興課の職員により、農家の農地の相談を受ける相談体制を確立した。

実績は、表 4 農地相談会の開催実績のとおりである。

この農地相談会第 1 回の相談案件である「生産緑地の活用」は、土地所有者による市民農園の新規開設へ導き、平成 23 年度、市はその開設を支援した。

表 4 農地相談会の開催実績

年 度	日時	場所(JA)	件数	人数	地域	主な相談内容
平成 22 年度	7 月 20 日	玉縄支店	3 件	3 人	大船・城廻	・生産緑地活用について
	9 月 22 日	深沢支店	4 件	6 人	大船・山崎・手広、市外	・市街化地域内農地の活用 ・相続について
	1 月 20 日	大船支店	4 件	5 人	玉縄・城廻・山ノ内・今泉	・小作契約解除と利用集積 ・都市農地の税制について
平成 23 年度	10 月 20 日	玉縄支店	4 件	5 人	城廻・岡本・浄明寺・植木	・家業の継続 ・農地の譲渡について

4 今期の協議テーマについて

今期協議会でのテーマは、「1. 鎌倉市農業振興協議会報告書をまとめるにあたって」で、述べたとおり、前期協議会で十分な協議ができなかったテーマについて、協議を行った。

テーマ 1 : 「担い手育成について」

農業従事者の高齢化や農業の経営安定には、解決すべき課題が多いことから、後継者や新たな担い手を確保することが大きな課題となっている。現在の農業を維持していくためには、新たな担い手の育成・確保が必要であるという、前期協議会で

の共通認識を受けて、このテーマに取り組んだ。このため、既存農家の後継者に対する考え方や新規就農に向けた手法を調査し、本市の現状に見合った「担い手育成」について検討を行った。

「担い手とは、誰なのか」それは、農家の後継者であり、新規参入の就農者や法人である。将来の鎌倉の農業を担うのは、誰なのかということが協議のポイントとなった。

限られた農地と生産者自らが対面で販売する形態などから、本市農業の担い手は、農家の後継者を中心に考えることが望ましいと考えられる。

協議会では、以下の意見が出された。

- ・新規就農の相談窓口や受入れ体制等を考えてほしい。
- ・専門機関での相談で新規就農に対する考え方の確認をすることが、担い手育成の入り口ではないか。
- ・後継者育成のポイントは、所得である。
- ・生産者の農業経営への労働力の雇い入れなどの検討が必要である。
- ・かながわ農業アカデミーの就農支援から就農へのワンストップサービスを有効活用してもらいたい。

これらの意見を踏まえ、担い手育成についての検討を行った。

テーマ2：「直売所について」

直売所については、用地の確保や出荷する農家など様々な課題があるが、まず、市民に鎌倉（ブランド）やさいや鎌倉市の農業についてもっと知ってもらう方法の検討が必要であるという前期協議を受けて取り組んだ。

市内の直売所では、鎌倉駅の東口、若宮大路沿いにある鎌倉市農協連即売所（以下、「レンバイ」と言う。）が知られているが、同じような直売所が他の駅の近くや家族連れでも行くことのできる場所、勤め帰りの人が寄れる場所などにもっとあっても良いという意見があった。そのためにも出荷できる農家、出荷したい農家がいるかを調査して欲しいとの声があった。

「直売所」について、「直売所があったら良いのではないか」という意見が農業者以外の委員から多く出されていたが、農業者からは、出荷出来る体制が取れないのではないかという現状が述べられ、実際、鎌倉の農業経営は、スーパーや市場出しに比べ、レンバイや軒先での直売の農家が多く、鎌倉の農地は、七色畑と言われるように少量多品目の作物を生産しているが、現状では、どの程度新たな直売所に出荷できるか把握出来ていない。

学識経験者や行政機関の委員からは、他県、他市町の状況なども、参考としながら市内農家の出荷体制の把握をしなければ、直売所の設置は難しいという意見もあった。

現状では、市内の農産物の生産量の把握が難しい。「大型や常設型によらない直

売所はできないか。」という視点での施策を検討した。

5 新たな施策の提案

各テーマについて、前章のような課題の洗い出しや意見を基に協議を行った結果、実現可能と思われる以下の具体的な施策を提案する。

(1) 担い手育成について

担い手育成については、まず「担い手を地域で考える」ことを基本とし、更に域外からの新規参入者の受け入れ体制も必要である。

以上の視点から以下の施策の提案を行う。

① 「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成

「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成 23 年 10 月 25 日食と農林漁業再生推進本部決定）が示され、この基本方針・行動計画を進めるために、平成 23 年 12 月 24 日農林水産省から、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針が示された。

この取組方針では、概ね 10 年先を見据え、地域が抱える「人と農地の問題解決」のため、地域の農業者や住民が話し合いを行い、今後の地域の中心となる経営体の選定、中心となる経営体への農地集積の促進、及び中心となる経営体とそれ以外の農業者（兼業農家、自給的農家）を含めた地域農業のあり方を検討し、その内容を反映した「人・農地マスタープラン（地域農業マスタープラン）」（以下、「人・農地プラン」という。）を市町村が作成することとされている。

「人・農地プラン」へ位置付けられた新規就農者には、青年就農給付金（経営開始型）が、また、就農者には、農業資金のスーパーL資金の当初5年間の無利子化などの資金面での支援を受けることが可能であるというメリットがある。「人・農地プラン」は、随時見直しが可能となっており、地域の実情に合わせた修正ができることもメリットである。

本市においても、「人・農地プラン」を作成するために、早期に地域の農業者自らが、プラン策定に向けた話し合う機会を設けることが、必要である。

市では、農業者の話し合いを受け、プラン作成を行うことが重要である。

② 「鎌倉ブランド」体制支援

ブランド力の向上は、農業経営の安定化につながるものである。

農業が後継者や新規参入者にとって魅力ある産業となるよう、JAさがみと連携し、今後もブランド力向上に努めることが必要である。

平成5年に立ち上げた鎌倉ブランド事業は、平成23年度の鎌倉ブランドマークの商標登録を機に農業者と共に再度検証を行い、一過性なものとならないよう、鎌倉ブランド会議の部会などで、改めてブランドの在り方など、六次産業化も視野に入れた取り組みが必要である。

③ かながわ農業アカデミーと神奈川県農業技術センターの連携、協力

前回報告書にも、認定就農者の受け入れ、農業研修生の受け入れに「かながわ農業アカデミーなど農業関係機関との連携、協力を強化する。」とあり、その基本的な考え方を踏襲とする。本市農政担当部署においては、農業分野の専門知識を有する職員の配置は無く、職員数も限られているため、県の専門機関との連携は、不可欠である。特にかながわ農業アカデミーの就農支援から就農へのワンストップサービスなどは、大いに活用をし、意欲ある新規就農者の確保が必要である。

そのためにも域外からの参入も視野に入れ、国の就農支援が受けられる「人・農地プラン」の作成などの体制づくりや農地相談会や耕作放棄地調査などを活用した農地のあっせんのための情報収集が必要である。

(2) 「直売所について」

直売所については、鎌倉（鎌倉ブランド）やさいを市民に周知し、地産地消を意識づける場でもある。大型の直売所や常設の直売所は、現状では、安定した野菜の出荷が見込めない中では設置は、難しい状況である。

以上の視点から以下の施策の提案をする。

① 「プチマルシェ（小さな市場）」の開設。

鎌倉やさいの販売促進、販路拡大のためには、市民へ鎌倉の農業の周知を図ることが必要である。

現状では、大型直売所や常設型の直売所の新設が難しいことから、「朝市」のような小さな市場をJA各支店や市の公共施設などを利用して小規模ではあるが、定期的を開催することを検討してほしい。

また、これにより、兼業農家や自給的農家の出店を促すなど、新たな販売農家のほり起こしを期待できる。

(3) 鎌倉市版農業センサスの作成

具体的な施策を検討するには、農業に関する基礎データの経年的な把握とそれによる将来予測が必要である。

そのためには、農業者個々の情報収集が必要となるが、市又はJAによる調査には、限界がある。国では、基本的な農業構造を捉えることを目的にして、

農林水産省による5年毎の農林業センサスを実施している。

この農林業センサスから、鎌倉市のデータを抽出することが可能であれば、全国と県内他市町との比較が容易となり、地域の実情に合わせた計画の立案、策定に活用することが出来ると考えられる。このことから、過去の調査結果も含め、鎌倉市版農業センサスの作成に取り組むことが必要と考える。

6 まとめ